

仕 様 書

1 業務名

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査 選挙（審査）公報ポスティング業務J（手稲区）

2 業務の目的

選挙公報は、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙において発行され、公職の候補者の氏名、経歴、政見等が記載されており、有権者が投票を行う際の参考となる媒体である。また、審査公報は、最高裁判所裁判官国民審査の際に発行され、審査に付される裁判官の氏名、経歴等が記載されており、有権者が審査を行う際の参考となる媒体である（なお、本仕様書上では、以下特記のない限り、選挙公報と審査公報を合わせて、「選挙公報」と表記する。）

本業務は、同選挙において、選挙公報を市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）から受領し、手稲区選挙管理委員会事務局（以下「区選管」という。）の指示に従って、公職選挙法第170条第1項に基づき、選挙期日の二日前までに該当する世帯全てに配布することを目的とする。

3 業務に係る基本事項

(1) 選挙公報の規格

ブランケット判（新聞紙1ページ大）5～6枚程度 1種類（北海道4区）

※ 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報と、最高裁判所裁判官国民審査の審査公報を丁合し一組としたものを1部とする。

(2) 選挙公報の引渡部数

市選管担当者立ち会いのもと、市選管が指定する場所において受託者に引き渡す。詳細は、市選管と打ち合わせる。

ア 引渡予定部数等

別紙1「各区選挙公報配布見込部数」のとおり

イ 引渡予定日時

令和6年10月19日（土）

※引渡日については、変更となる可能性がある。

※引渡時間については、別途、市選管が指示する。

ウ 引渡予定場所

契約締結後、市選管が指示する。

なお、引渡場所については札幌市内若しくは札幌市近郊の印刷工場となる見込み。

(3) 配布区域

手稲区において、区選管が指定する区域（概ね町内会単位）。詳細は契約締結後に区選管で引き渡す「配布台帳」及び地図により指示する。なお、配布区域及び区域ごとの配布予定部数については別紙2「手稲区選挙公報ポスティング配布計画書及び配布報告書（以下、「配布計画書」という。）」のとおり。また、各町内会の住所については、下記HPも参照すること。

・ まちトモNavi (<http://www3.city.sapporo.jp/shimin/shinko/>)

(4) 配布対象

ア 配布区域内の全世帯及び区選管が指定する場所（事業所、二世帯住宅、施設等）

イ 注意点

（ア） 外形上、世帯を兼ねていると判断される事業所には配布する。

（イ） 複数世帯と判断される住宅（表札が2枚以上、ポストが2つ以上等）には、世帯分を配布する。

（ウ） その他、市民からの要望等を受けて事業所や施設に配布する場合などについては別途配布台帳で指示する。

(5) 配布部数

特に指定のない限り、各世帯1部とする。

(6) 配布期間

選挙公報受領後からできる限り速やかに配布し、令和6年10月25日午後5時までに配布すること。

4 配布体制

次の各項に留意の上、配布体制を整えること。

- (1) 受託者は、自己の責任と費用負担により、業務を行うために必要な施設、機材及び人員等を確保すること。
- (2) 業務全体を把握する管理責任者を置くこと。
- (3) 配布計画書の地区ごとに配布責任者を配置し、管理責任者は配布責任者及び市・区選管との事務連絡体制を確立すること。
- (4) 配布状況など業務に係る情報を常に迅速かつ正確に把握できるようにするとともに、市・区選管の求めに応じて報告できるようにすること。
- (5) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただ

し、やむを得ない事情により、配布業務の一部を再委託する場合は、事前に市選管へ下記ア～ウの書類を提出し、承認を受けること。

ア 再委託にかかる申請書（任意様式）

イ 選挙公報再委託先一覧（別紙3）

ウ 申出書（別紙4）

- (6) 再委託を行う場合、受託者は、事前に再委託先が暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）でないこと、及び暴力団又は暴力団員に関与していないことを確認すること。

なお、再委託可能な範囲は、本業務の管理統括を除く配布業務とし、委託元が承認を得て再委託する場合、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

5 配布業務の内容

(1) 配布台帳等の受領

受託者は、配布開始前に区選管にて「配布台帳」及び「地図」を受領すること。受領日時については、受託者が区選管の担当と打ち合わせの上決定すること。

(2) 配布計画書の作成・提出

ア 配布区域の誤認や、配布員の手配漏れを防ぐため、「配布計画書」を作成し、配布エリアごとの配布員を明確にすること。配布計画書は事前に区選管に提出し、承認を受けること。

イ 受託者は、配布員に対して注意事項を書き込んだ配布エリアの地図を渡し、個別に指導するなど、配布地域、配布方法について十分な周知徹底を図ること。

ウ 1つの町内会の配布を複数人が担当する場合には、その旨を配布計画書に記載するとともに、代表者の名前を併せて記載すること。

(3) 選挙公報の保管・仕分け

ア 市選管から受領した選挙公報は、受託者の責任において使用できる倉庫等で厳重に保管すること。なお、倉庫等については、余裕を持ったスペースを確保すること。

イ 配布開始前に、配布台帳にある地区ごとに選挙公報を仕分け・梱包するなど、誤配を未然に防止する体制を整えるとともに、仕分け等の際には、管理責任者等が立ち会うこと。

ウ 以上の体制について、市・区選管の求めに応じて報告を行うこと。

(4) 配布作業

ア 配布区域について事前に十分確認を行い、町内会が配布を行う区域など、配布区域外に誤配布しないよう注意すること。

- イ 配布時間帯は、最終日を除き、原則として午後８時までとする。ただし、配布台帳に特に定めがある場合はそれに従うこと。
- ウ 選挙公報は、原則、ドアポストに投函すること。ただし、オートロックのマンション等については、集合ポストに入れることも可とする。また、管理人のいるマンション等において、配布引き受けの申し出があった場合は、一括して引き渡すことができるものとする。
- エ ポストに投函する際は、原則、選挙公報全体をポスト奥に完全に投函し切ること。ただし、配布台帳に特に定めがある場合はそれに従うこと。
- オ 選挙公報は、水濡れ、破損、汚損、紛失することがないように取り扱うこと。
- カ 配布中に接する市民には、誠実に対応すること。
- キ 区選管から受領した配布台帳は紛失することのないように慎重に取り扱うこと。

(5) 配布漏れ

- ア 配布漏れの連絡を受けた場合、受託者は速やかに選挙公報を該当世帯に届けるとともに、区選管に完了の報告をしなければならない。
- イ 上記３－(6)の配布期間後においても配布漏れの連絡を受けた場合には、速やかに該当世帯に選挙公報を届けること。また、配布漏れに対応するための人員等を確保すること。
- ウ 配布漏れ世帯に対しては、原則として謝罪の上手渡しすること。

(6) 併配

市選管が認めた場合を除き、他の刊行物等と一緒に配布してはならない。

(7) 配布部数の確定

管理責任者は、配布期間経過後に各配布員から配布日・配布部数・その他注意事項等が記入された配布台帳を受け取り、取りまとめの上、配布部数を確定させること。なお、市民からの未配布の連絡等によって配布した分については、配布部数には含まないこととする。

(8) 配布報告及び完了届等の提出

- ア 管理責任者は、各配布員の配布進捗状況を随時把握するよう努めること。
- イ 中間報告として、配布期限２日前（10月23日）の配布終了時において、配布が完了した町内会について、５－(2)－アで作成した「配布計画書」により、翌日の午前中までに市・区選管に報告し、配布の進捗状況について、相互に確認の上、配布遅延の恐れがある場合には、予防策を講じること。なお、中間報告の時点で配布を完了している場合には、中間報告を省略し、最終報告を行って構わない。
- ウ 受託者は、配布期限当日の午後５時までに「配布計画書」により、区選管に最終報告を行うこと。最終報告においても、いまだ配布が完了していない町内会が生じた場合は、市・区選管とも協議の上、配布完了のための必要な策を早急に講じ、同日の午後８時までには配布

をすべて完了させるとともに、配布が完了次第、「配布計画書」に追記し、逐次、区選管に報告すること。

エ 「配布計画書」の「配布完了日」欄が全て記載されていることを区選管が確認したことをもって、配布完了したものとする。なお、受託者は配布完了後、「配布完了報告書」（別紙5）を速やかに市選管へ報告すること。

オ 上記イ～エの報告については、電子メールにて報告すること。

カ 受託者は、配布部数確定後、「配布台帳」及び「地図」を区選管に返還するとともに、所定の「配布部数確認書」（別紙6）に確認印を区選管から受領の上、市選管に「完了届」等の書類とともに提出すること。

(9) 選挙公報の残部は、配布漏れの対応に備え、受託者において配布期限後1週間程度保管し、その後、速やかに市選管へ返納すること。

(10) その他

ア 業務履行中に事故等が発生した場合は、ただちに区選管へ報告し、その指示に従うこと。

イ 配布期間中、管理責任者等は市・区選管と常に連絡がとれる体制を確保すること。

ウ 重大なトラブル等が発生した場合は、上記の対応の後、トラブル発生の経緯と対応、原因と再発防止策について書面にて区選管に報告すること。

6 配布台帳の取り扱い

(1) 配布台帳には個人情報に掲載されているため、情報の漏えい、紛失、破損などがないよう、特に慎重に取り扱うこと。また、配布員にもその旨徹底させること。

(2) 配布台帳の保管に当たっては、バインダーに綴じるなど、紛失を防ぐよう細心の注意を払うとともに、配布作業の際には持ち出さないようにすること。配布員は配布を行う際、注意事項を記入した地図等、配布に当たって最低限必要な情報のみを携帯すること。

(3) 万が一配布台帳を紛失した可能性がある場合は、速やかにその旨を区選管に報告し、区選管の指示に従って必要な措置を講ずること。

7 情報管理、秘密保持

(1) 受託者は、配布世帯の情報ははじめとして、業務上知り得た情報は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。

(2) 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。また、当該契約期間終了後も同様とする。

8 契約期間

契約締結の日から令和6年11月8日まで

9 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、市選管又は区選管が立ち入り検査の必要があると認めたときは、速やかに応じるとともに、立ち入り検査を実施する際は必ず同席すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、市選管と協議の上、定めることとする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、市が運用する札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 業務履行期間中、市選管及び各区選管からの各種事務連絡に対し、速やかに対応すること。
- (5) 業務の履行中に事故等が発生した場合は、直ちに市選管へ報告し、その指示に従うこと。

区	選挙区	配布部数	予備分	引渡部数	引渡梱包数
手稲区	第4区	42,755	3,045	45,800	229

手稲区選挙公報ポスティング配布計画及び配布報告書

管理責任者 (連絡先)

地 区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時)	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
手 稲	手稲千代ヶ丘一区町内会	286					
	手稲千代ヶ丘北町内会	257					
	手稲本町見晴台町内会	315					
	手稲本町旭町第一町内会	285					
	旭町第二町内会	407					
	手稲駅前町内会	487					
	手稲本町見晴台南町内会	217					
	手稲見晴台西町内会	243					
	手稲本通南町内会	448					
	手稲本町2条2丁目町内会	250					
	パシフィック手稲本町自治会	64					
	手稲本町1条2丁目町内会	364					
	千代ヶ丘西団地自治会	58					
	手稲本町緑ヶ丘町内会	474					
手 稲 鉄 北	曙第1町内会	920					
	曙第3町内会	728					
	曙第6町内会	359					
	曙第4町内会	568					
	曙第8町内会	24					
	曙第九町内会	183					
	曙第11町内会	265					
	曙第12町内会	770					
	曙第14町内会	92					
	曙第15町内会	303					
	曙第19町内会	111					
	曙第20町内会	196					
	曙第21町内会	213					
	曙第22町内会	548					
	曙第18町内会	188					
	曙第28町内会 (トモク跡地)	200					
	明日風(曙第29)町内会	1,639					
	曙第31町内会	58					
	曙第5町内会	304					
	曙第16町内会	228					
	稲山第3町内会	217					
	曙第17町内会	104					

地 区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時)	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
前 田	前田わらび南町内会	369					
	手稲パークタウン町内会	372					
	前田くみあい団地町内会	267					
	ベルテ手稲前田	47					
	前田なないろ町内会	72					
	稲積北町内会	412					
	市営住宅稲積団地自治会	204					
	前田第一町内会	417					
	シーアイ町内会	730					
	前田ゆたか東町内会	582					
	前田東町内会	761					
	手稲パークタウン第二町内会	334					
	スリーアールズ	28					
	ベル・ファール前田	30					
	ベラクレエ手稲前田	29					
	前田緑苑町内会	840					
	前田わらび北町内会	1,049					
	前田ひまわり町内会	150					
	かるがわ町内会	248					
	稲積町内会	254					
新 発 寒	前田四区町内会	109					
	新発寒向陽町内会	656					
	新発寒栄町内会	300					
	前田二区町内会	197					
	新生町内会	846					
	新発寒第一町内会	748					
	新発寒第四町内会	434					
	新発寒共栄町内会	515					
	新発寒第二町内会	918					
	新発寒中央町内会	558					
	前田三区町内会	205					

地 区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時)	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
富 丘 西 宮 の 沢	追分町内会	2,537					
	富丘東四町内会	312					
	富丘東6町内会	569					
	富丘西一町内会	415					
	富丘西二町内会	440					
	富丘新生町内会	191					
	三樽別町内会	304					
	サニータウン富丘自治会	285					
	富丘山の手町内会	99					
	ライラック町内会	97					
	富丘西第3町内会	342					
	富丘東一町内会	735					
	富丘北生町内会	361					
	富丘高台団地自治会	262					
	富丘コーポ自治会	91					
	富丘丸山町内会	734					
	富丘東五町内会	211					
	オリンピック団地町内会	93					
	つくし町内会	535					
稲 穂 金 山	稲穂光星町内会	379					
	稲穂見晴町内会	499					
	暁星第3町内会	403					
	金山青葉台町内会	264					
	金山団地町内会	429					
	金山バイパス団地町内会	191					
	耕楽第三町内会	576					
	稲星町内会	1,177					
	暁星第四町内会	334					
	稲穂ライラック町内会	272					

地 区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23(水)時)	最終報告 (10/25(金))	未了分の 完了報告	配布完了日
星 置	星置元町町内会	456					
	土星町内会	144					
	すばる町内会	82					
	海王星町内会	138					
	オーロラ町内会	171					
	星の子町内会	300					
	星置緑星町内会	305					
	ほしみ町内会	433					
	山口東町内会	30					
	アンジェリア町内会	104					
	夢トピア星置レインボー	64					
	星置中央町内会	309					
	星置弘星町内会	202					
	金星町内会	94					
	北斗星町内会	139					
	水星町内会	90					
	銀河町内会	33					
	星置新星町内会	396					
	カシオペア町内会	85					
	三日月町内会	152					
	シリウス町内会	119					
	太陽町内会	100					
	星置明星町内会	403					
	火星町内会	215					

42,755

再委託先一覧

【手稻区】

再委託者名

配布担当エリア(町内会)

[illegible]

申 出 書

年 月 日

(あて先) 受託者

住 所
申出人 商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

下記事項を誓約した上で、第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査 選挙（審査）公報ポスティング業務 J（手稲区）の一部に従事することを申し出ます。

記

- 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- 2 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
 - (1) 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (2) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

配 布 完 了 報 告 書

札幌市手稲区

区 分	地区名	配布完了日時
最初に配布完了した地区		月 日 時 分
最後に配布完了した地区		月 日 時 分

※「配布完了日時」欄の時刻は24時間制で記入すること。

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査
選挙公報ポスティング業務J（手稲区）

配布部数確認書

区 名	配 布 部 数	確 認 印
	部	